

## 尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部改正について

尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程の一部を次のように改正する。

第3条中第2項の規程を一部修正し、第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、特に緊急を要するため、協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、会長は、専決することができる。この場合、次回協議会に報告するものとする。

同条第3項を次のように改める。

3 第1項及び第2項の規定により、承認または報告したときは、前条第3項の規定を準用する。

### 附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

## 尾鷲市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、尾鷲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、尾鷲市および関係団体からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、第2項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに尾鷲市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前条の規定にかかわらず、特に緊急を要するため、協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、会長は、専決することができる。この場合、次回協議会に報告するものとする。

3 第1項及び第2項の規定により、承認または報告したときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、直後の協議会の会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、尾鷲市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規約第14条により、協議会が解散した場合は、この限りではない。

2 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに尾鷲市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、尾鷲市の例により、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

平成20年度については、第2条第2項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「第1回会議において」と読み替えるものとする。

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条第2項）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議運営費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
		2 広報公聴費
3 予備費	1 予備費	1 予備費